令和９年度

税制改正に関する要望書

令和８年 10 月

一般社団法人 情報サービス産業協会

令和９年度　税制改正に関する情報サービス産業界の要望

（はじめに）

従来より、デジタル技術の発展は社会経済の進歩・革新の基盤を形成してきたが、とりわけ近年の AI 関連技術の急速な進化は人間の知的・肉体的活動を拡張・代替する外延を広げ、社会のありようの再構築を広く、深く促しつつある。

こうした中、私たち情報サービス産業は、AI が人間にとって望ましい形で社会に実装されるような環境・基盤を構築し、また不断にその進化を図っていく使命を有している。

この役割を的確に遂行していくためには、まず当業界自体が変革を推し進めなければならない。従来の人月型・従量型のビジネスモデルから、社会の各ステークホルダーと協働しながら価値創造を実現していくビジネスモデルへの変革を進めるとともに、絶えず進化するデジタル技術を自らの内に取り込み知的なアセットの集積を形成した上で、それらを社会に還元する機能を各社が強めていくことが重要である。

各社においてこれらの取組を推進する基礎を形成するためには、当業界が生み出す価値の主要な源泉となるソフトウェアへの研究開発に十分な投資が行われることが必須であり、個々のソフトウェアが生み出す収益が研究開発に還流していく環境の整備が極めて重要である。併せて、各社における適時・的確な事業再編が円滑に進められるような制度の整備も求められる。

また急激な技術革新等の中で、業界横断的に人的資本の質的な充実を図ることも喫緊の課題である。この実現に向けては、個社の枠を超えた人的投資の拡充を促すような措置が講じられることが望ましい。

一方、こうした環境変化の中で、当業界の特徴とされてきたいわゆる多重下請構造はその変容を余儀なくされつつある。個々の中小企業が価値創造の担い手となるべく、自らの提供価値の強化・向上を目指して行う設備投資や積極的な人材獲得を支援する措置が講じられることが重要である。

以上に掲げた諸課題が解決されることにより、情報サービス産業各社は、AI をはじめとするデジタル技術が真に人間にとって有意義な形で利活用される社会の実現に向けて、より強力かつ迅速に事業活動を行うことが可能となる。同時に情報サービス産業全体では、AI・ソフトウェアとデジタル技術それぞれの発展が相互に影響し合い、より高度な発展サイクルを形成する好循環が創出されると見込まれる。

この具現化に向けては、以下に述べるような税制をはじめとする強力なインセンティブ措置が極めて重要な役割を果たすと確信するものである。

(要望)

１.イノベーション拠点（ボックス）税制の強化・拡充

IT サービス企業がグローバル競争力を高め、国内経済の持続的成長に貢献し、かつ、デジタル赤字の削減に寄与していくためには、本税制の減税対象範囲を拡大し、更なる研究開発投資へ還流させるための原資を確保することが不可欠である。

そのため、本税制の対象範囲に、ソフトウェア等の知的財産権が組み込まれたサービスや、技術ノウハウの提供から得られる対価を加えることを要望する。

２．減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し

令和 8 年度税制改正において、中小企業者等については少額減価償却資産の特例基準が一部引き上げられたものの、各企業に一律に適用される取得価額基準等は平成 10 年以来見直されていない。こうした状況は、近年の急激な物価上昇の中で実質的な増税をもたらしており、企業の事務負担も増大している。

足下の物価動向に適応し企業の負担を軽減するため、①少額償却資産の取得価額基準（10 万円未満）②一括償却資産の取得価額基準（20 万円未満）等の引上げを要望する。

３．ソフトウェアの研究開発費に関する資産計上の範囲について
（制度改善に関する要望等）

デジタル技術の進化は速く、研究開発から実用化、そしてフィードバックへのサイクルが大幅に短縮されている。時宜にかなった迅速・効率的なソフトウェア研究開発投資を促すため、以下のとおり運用の改善を要望する。

・研究開発用・自社利用ソフトウェアに係る償却措置について、税務上の取扱と財務上の取扱との平仄を合わせること
・研究開発人員に関する制限事項（「専ら要件」）を緩和すること
・人文・社会科学領域についても、試験研究費の対象に含めること

４．グループ通算制度下における投資簿価修正に係る算定方式の見直し

現行制度の下では、通算子法人の買収時に支払った買収プレミアムを資産調整勘定等対応金額として投資簿価修正に加算することができるものの、その後に当該子法人の一部のみをグループ外に切り出す等非適格合併の扱いとなる行為を行った場合には当該金額が全額消滅する扱いとなり、多額の買収益等を計上せざるを得ない事態が発生する可能性がある。

こうした取扱は、時宜に応じた機動的な企業再編を阻害するものであるため、M&A による活性化やグループ経営促進による企業価値向上を後押しする観点から、買収プレミアムを支払い取得した事業とその後非適格合併等で切り出した事業の規模の比率により資産調整勘定等対応金額を減額するなど、より柔軟な取扱への見直しを要望する。

５．企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置の検討

AI に代表されるデジタル技術の急速な進化や価値創造型ビジネスへの転換の必要性の中で、業界内の人材に求められる技能や知識は高度化・多様化の一途を辿っている。こうした環境の下、個社単独での高度人材の育成には限界が生じつつあるため、産業全体での競争力強化や技術者確保に向け、個社の枠を超えた人材確保の取組の活性化を図ることが重要である。

本状況を踏まえ、協力会社における研修実施や資格取得の支援など、自社外における取組まで含めた人的投資を促すための税制上の措置の実施を要望する。

６．中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の延長

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、中小企業の果断な設備投資を促し、また労働生産性の向上や持続的な賃金上昇を支える上で重要な制度である。日本経済の基盤を支える中小企業が継続的に設備投資を行い、その「稼ぐ力」を持続的に向上させることを促す観点から、両税制の適用期限を２年間延長することを要望する。

７．中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等

現行制度では、賃上げを行ったものの従業員数の定年退職や若年層の増加により給与等支給総額が増加しなかった中小企業が税制適用を受けられないという課題がある。今後も生産年齢人口の減少が進むと見込まれる中、こうした企業を救済し積極的な賃上げを後押しするため、適用要件の基準を現行の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に見直すとともに、賃上げ要件の緩和等を行うことを要望する。

以上

令和８年 10 月

一般社団法人情報サービス産業協会
会 長　　福 永　哲 弥